

第2期老人保健福祉計画

・介護保険事業計画スタート

●平成15年度からの第1号被保険者（65歳以上）の保険料（表1）

段階	1	2	3	4	5
対象者	①生活保護受給者 ②市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人	世帯全員が市町村民税非課税	本人が市町村民税非課税（世帯は市町村民税課税）	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上
料率	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5
改定後保険料年額	19,626円	29,439円	39,252円	49,065円	58,878円
改定前保険料年額	16,800円	25,200円	33,600円	42,000円	50,400円

介護保険料の減免制度

市では、平成15年度から低所得の方の介護保険料を減免するための制度を設けました。

年間の収入が一定額以下であり、活用できる資産がないなど、一定の要件を満たす場合に、本来納めていただく介護保険料を減免する制度です。

減免を受けるためには申請が必要です。該当する人は申し出てください。

介護保険料の減免の対象者

- ①市町村民税非課税世帯であること
- ②世帯の年間収入が1人世帯で80万円、1人増すごとに40万円を加算した額以下であること
- ③課税者の扶養を受けていないこと
- ④活用できる資産がないこと

減免割合

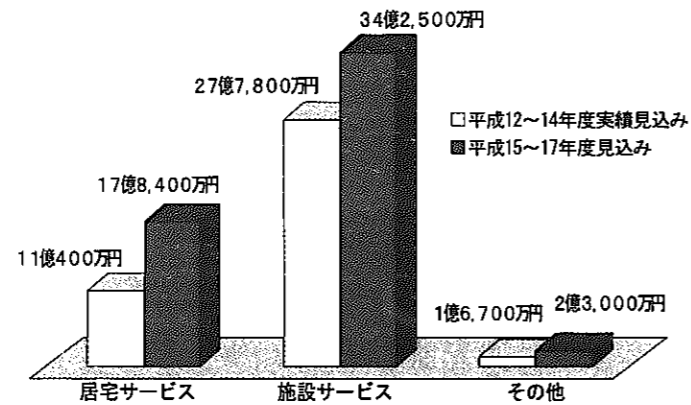
審査を行い該当する場合は、個人等の状況により減免割合を決定します。

問い合わせ 税務課収税管理係 ☎241

5月1日号では、介護保険料の納め方、サービス費用の内容などについて詳しくお知らせします。

問い合わせ
保健福祉課 介護福祉推進室
☎373-2111
☎270-271-233

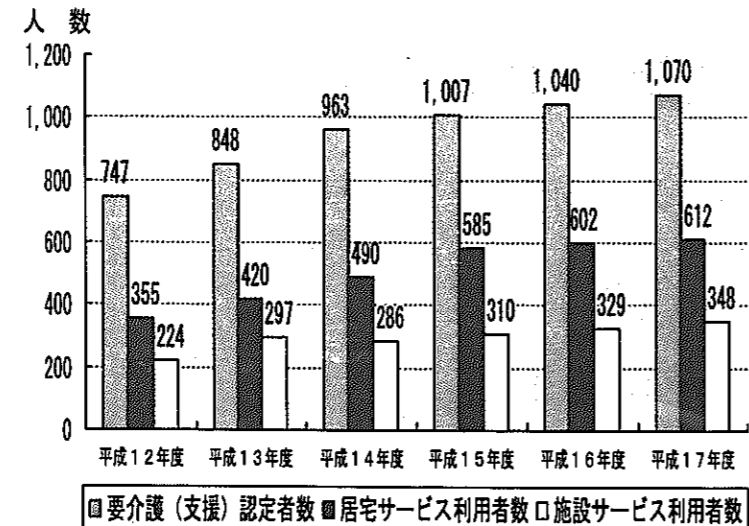
介護保険給付費の内訳と比較



	平成12～14年度実績見込み	平成15～17年度見込み
居宅サービス	11億 400万円	17億8,400万円
施設サービス	27億7,800万円	34億2,500万円
その他	1億6,700万円	2億3,000万円
計	40億4,900万円	54億3,900万円

※保険料の算出の基礎となる介護保険給付費の比較では、平成12～14年度実績見込みに対して、平成15～17年度見込みは約34%のアップとなる見込みです。

介護保険サービスの利用実績と見込み



平成12年度に介護保険制度が開始されてから、初めて計画の見直しを行いました。この計画の見直しについては、在宅介護支援センターやサービスを提供する事業者と協議してきたほか、介護保険運営協議会でも、昨年7月から5回にわたり審議を重ねてきました。

平成15年4月からの介護保険料など、新しい計画の主な内容等についてお知らせします。

目指すものは
高齢者が、いつまでも元気で過ごせるよう支援します。また、介護が必要となった場合でも、サービスを受けながら、住み慣れた自宅で生活ができるよう支援します。しかし、高齢者を支援するには「これをやれば良い」という特効薬はありません。行政やサービスを提供する事業者だけではなく、地域・市民の皆さんからの支援が不可欠です。ご協力をお願いします。

高齢者保健
紙おむつ購入費の助成など、高齢者本人への支援はもとより、在宅で生活するために、介護を支える取り組みを充実させます。介護保険による居宅・施設サービスの充実を図ります。また、質の高いサービスが提供されるように、事業者との協議を継続するとともに、利用者の苦情に対応できる体制を整えます。在宅介護支援センターなど、高齢者の介護に関する相談機能を充実します。

高齢者を支えるために
自治会、グループ、ボランティアなど活動している団体と協力して「高齢者への声掛けや見守り」などができる体制を目指します。

新しい介護保険料
計画の見直しにより、納めていただく介護保険料が改定されます。六十五歳以上（第一号被保険者）の保険料
改定後の保険料の基準額（年額）は、これまでの三万三千六百円から五万六千五百二十二円増（一六・八%増）の三万九千二百五十二円となりました。また、国の基準の改正により第四段階と第五段階を区分する本人の合計所得金額が、二百万円（従前は二百五十万円）に変更となりました。（表1を参照）

介護保険料の使い道は
介護保険料は、介護が必要な方がサービスを利用する際に、給付する費用の一部に使われます。

介護保険料が上昇する理由
次のような理由が挙げられます。
・要介護状態の人が増えたこと
・デイサービスなどの居宅サービスが充実し、利用者や利用回数が増えたこと
・特別養護老人ホームなどの施設が充実し、利用者が増えたこと

四十歳から六十五歳未満（第二号被保険者）の保険料
医療保険に上乘せする形で、収入等にに応じて納めていただきます。
第一号被保険者の保険料と同様に、上昇することになります。